

令和9年度愛知県立愛知商業高等学校推薦選抜実施要項

1 出願資格

本校商業科の推薦選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までの全ての条件及び「2 推薦基準」を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 本校商業科を志望する動機・理由が明白・適切で、当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (3) 人物及び学習成績が優れていること。

2 推薦基準

- (1) 「㊦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」として、本校商業科の教育課程を履修する学力を有するとともに、次の事項のいずれかに該当すること。

ア 運動

- ・運動の分野において県、市、郡等の公式大会（部活動やクラブチーム等）に正選手として活躍し、入賞するなど優れた実績を収めた者。
- ・運動の分野において特に優れた能力・適性を有し、中学校3年間意欲的に取り組み、各種大会に出場した経験のある者。
- ・弓道、剣道等において優れた実績（1級以上）を有する者。
- ・新体力テストにおいてA段階を有する者。

イ 文化

- ・文化の分野において県、市、郡等の公式大会やコンクールで活躍し、入賞するなど優れた実績を収めた者。
- ・文化の分野において特に優れた能力・適性を有し、中学校3年間意欲的に取り組み、各種大会やコンクールに出場した経験のある者。
- ・珠算において優れた実績（2級以上）を有する者。
- ・英語において優れた実績（3級以上）を有する者。
- ・漢字において優れた実績（3級以上）を有する者。
- ・数学において優れた実績（実用数学技能検定3級以上）を有する者。
- ・商業（情報処理・簿記・ワープロ等）に関連する優れた実績（3級以上）を有する者。

ウ 芸術

- ・芸術の分野において県、市、郡等の公式大会やコンクールで活躍し、入賞するなど優れた実績を収めた者。

エ 奉仕活動等

- ・地域のボランティア活動において継続的に取り組み、特に顕著な活動実績を有する者。
- ・生徒会役員（会長、副会長、書記、会計、各種常任委員長等）または室長、副室長を経験した者。
- ・総合的な学習の時間において主体的・継続的に取り組み、特に顕著な活動実績を有する者。

- (2) 「㊧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」として、本校商業科の教育課程を履修する学力を有するとともに、保護者又は志願者が「令和9年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す『『恵まれない環境』に該当する事由及び証する書類』の事由のいずれかに該当すること。

(3) 「㊦ 人物が優れており、『調査書情報』の『学習の記録』が優秀で、学習活動において他の模範となる者」として、次の事項に該当すること。

ア 商業に関する勉学への強い関心と意欲を有している者。

イ 学習の基礎・基本を身に付けていて、入学後もより上位の検定・資格取得に取り組む意欲のある者。

(4) 本校の推薦選抜において特に重視すること

ア 学習にまじめに取り組むとともに、特別活動・部活動等にも積極的に参加し、活動意欲があること。

イ 商業に関する分野への関心が強く、検定・資格取得に積極的に取り組む意欲があること。

3 合格者数

推薦選抜の合格者は、本校商業科（ＩＴビジネス科・グローバルビジネス科・会計ビジネス科）の募集人員の３０％程度から４５％程度とする。

なお、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の募集については、当該学科の募集人員のおおむね５％とし、上記に含む。

4 出願の手続き

令和９年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

5 面接の実施期日

令和９年２月４日（木）

なお、集団面接で行う。

6 合格発表

令和９年２月８日（月）

合格発表はＷｅｂ出願システムにより行う。また、合格発表日のみ、県教育委員会のウェブページに合格者一覧を掲載する。

7 検査当日の留意事項及び合格者登校日の日程等

(1) 検査当日の留意事項については、出願受付締切日の翌日までに、本校ウェブページに掲載するので、志願者は必ず確認すること。

(2) 合格者登校日の日程等については、一般選抜の合格発表日までに、本校ウェブページに掲載するので、合格者は必ず確認すること。

(URL：<https://aichi-ch.aichi-c.ed.jp/>)

